

## 令和7年度 瑞江第三中学校「いじめ防止の取組」について

### 法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。すべての生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

### 本校の「いじめ認知件数」について（令和7年11月末現在）

令和7年度の本校のいじめ認知件数は「減少傾向」です。

しかしながら、つらい思いをしている生徒がいることは事実です。一人ひとりが安心して、笑顔で学校に通うことができる環境・体制を整え、それぞれの良さを存分に発揮できるよう支援してまいります。

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

### 法による「いじめ」の定義について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、組織的に対応しております。

お子様のことでの心配事や違和感があった場合には、教職員にご相談ください。

学校いじめ対策委員会を中心に、学校全体で組織的に対応してまいります